

第四百四十八号議案 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

標記の修正案を別紙のとおり地方自治法第百十五条の三及び仙台市議会会議規則第十  
六条の規定により提出します。

令和四年十二月二十一日

発議者

議員 跡部 薫

〃 佐々木 心

〃 菊地 崇良

〃 村岡 貴子

〃 田村 勝

〃 佐藤 正昭

〃 斎藤 範夫

仙台市議会議長  
赤間 次彦 様

第四百十八号議案 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案

第四百十八号議案 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

本則中「百分の百六十五」を「百分の百六十二・五（地方公営企業の管理者にあつては、百分の百六十五）」に改める。